

# 令和6年4月教育委員会定例会事項書

令和6年4月23日（火） 午後2時から

教育委員会室

## 1 開 会

## 2 会議録署名委員について

## 3 議 事

- (1) 【議案第2127号】専決（鈴鹿市教育委員会補助金等交付要綱の一部を改正する告示の一部改正）の承認について（教育総務課）
- (2) 【議案第2128号】専決（鈴鹿市地域づくりの推進体制に関する規程の一部改正）の承認について（教育総務課）
- (3) 【議案第2129号】財産の取得について（鈴鹿市学校給食センター厨房機器（真空冷却機・冷却機能付消毒保管庫））（教育総務課）
- (4) 【議案第2130号】専決（鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正）の承認について（学校教育課）
- (5) 【議案第2131号】通級による指導の実施等に関する要綱の一部改正について（教育指導課）
- (6) 【議案第2132号】専決（鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会の委員の委嘱）の承認について（教育支援課）
- (7) 【議案第2133号】専決（鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会の委員の委嘱又は任命）の承認について（教育支援課）
- (8) 【議案第2134号】学校運営協議会委員の任命について（教育支援課）
- (9) 【議案第2135号】専決（鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正する規則の一部改正）の承認について（子ども育成課）
- (10) 【議案第2136号】専決（鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則の一部改正）の承認について（子ども育成課）
- (11) 【議案第2137号】専決（学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程の一部改正）の承認について（子ども育成課）

## 4 報告事項

- (1) 鈴鹿市教育振興基本計画 令和6年度実行計画について（教育総務課）

- (2) 令和5年度 鈴鹿市立学校における働き方改革の進捗状況について (学校教育課)
- (3) 中学生のピロリ菌検査について (学校教育課)
- (4) 社会教育基本計画2031について (文化振興課)
- (5) 考古博物館 ゴールデンウィーク子ども体験博物館2024について (文化財課)
- (6) 「鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針」の策定(改定)について  
(子ども政策課・子ども育成課)

## 5 その他

- (1) 令和6年5月教育委員会定例会の開催について (教育総務課)

## 4月教育委員会 定例会席表

<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: left; width: 15%;">                 教育委員 (服部 直美)             </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 25%;">                 教育長 (廣田 隆延)             </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: right; width: 15%;">                 (会議録署名者) 教育委員 (松蔦 康博)             </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: left; width: 15%;">                 教育委員 (下古谷 博司)             </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: right; width: 15%;">                 教育委員 (笠井 智佳)             </div> </div>					
文化振興課長 (柳井谷 光教)	子ども政策課長 (長尾 哲)	参事 (西村 佳代子)	教育次長 (伊川 歩)	参事兼 教育総務課長 (鈴木 明)	参事兼 教育政策課長 (白木 敏弘)
文化財課長 (大窪 隆仁)	子ども育成課長 (中村 康次郎)	/	学校教育課長 (藤見 忠)	教育指導課長 (上田 由実子)	教育支援課長 (鈴木 康仁)
/	/	/	/	書記 (木葉 健介)	書記 (久住 孝大)
傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席

(傍聴人:定員は10人)

令和6年4月 教育委員会 定例会

議 案

(第2127号～第2137号)

令和6年4月23日

鈴鹿市教育委員会

専決の承認について

鈴鹿市教育委員会補助金等交付要綱の一部を改正する告示の一部改正について、次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和6年4月23日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

専決事項

( 別 紙 )

提案理由

鈴鹿市教育委員会補助金等交付要綱の一部を改正する告示の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決したので、同条第2項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市教育委員会補助金等交付要綱の一部を改正する告示の一部を改正する告示  
 鈴鹿市教育委員会補助金等交付要綱の一部を改正する告示（令和6年鈴鹿市教育委員  
 会告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように  
 改正する。

改正後						
別表（第2条関係）						
区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
1	私学振興費補助	学校教育の振興と充実を図るため	私立高等学校及び中等教育学校を運営する学校法人、 <u>学校法人三重朝鮮学園及び学校法人倉橋学園伯人学校イーエス鈴鹿</u>	教育に係る教材教具の購入、施設の整備等教育環境の向上に資する事業に要する経費	別に定める額	教育総務課
<u>2</u> ～ <u>5</u>	略	略	略	略	略	略

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

改正前

別表（第2条関係）

区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
1	私立高等学校私学振興費補助	学校教育の振興と充実を図るため	私立高等学校及び中等教育学校を運営する学校法人	教育に係る教材 教具の購入、施設の整備等生徒の教育環境の向上に資する事業に要する経費	別に定める額	教育総務課
2	三重朝鮮学園補助	幼児教育又は学校教育の振興と充実を図るため	学校法人三重朝鮮学園	教育に係る教材 教具の購入、施設の整備等教育環境の整備に要する経費	別に定める額	教育総務課
3	伯人学校イーエーエス補助	幼児教育又は学校教育の振興と充実を図るため	学校法人倉橋学園伯人学校イーエーエス鈴鹿	教育に係る教材 教具の購入、施設の整備等教育環境の整備に要する経費	別に定める額	教育総務課
4 ～ 7	略	略	略	略	略	略

専決の承認について

鈴鹿市地域づくりの推進体制に関する規程の一部改正について、次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和6年4月23日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

専決事項

( 別 紙 )

提案理由

鈴鹿市地域づくりの推進体制に関する規程の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決したので、同条第2項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市地域づくりの推進体制に関する規程の一部を改正する訓令

鈴鹿市地域づくりの推進体制に関する規程（平成28年鈴鹿市訓令、鈴鹿市議会訓令、鈴鹿市教育委員会訓令、鈴鹿市選挙管理委員会訓令、鈴鹿市監査委員訓令、鈴鹿市農業委員会訓令、鈴鹿市消防本部訓令、鈴鹿市上下水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>協議会</u> 条例第1条に規定する地域づくり協議会をいう。</p> <p>(地域づくりコーディネーター)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 コーディネーターは、<u>次に掲げる者</u>をもって充てる。</p> <p>(1) <u>地区市民センター</u>所長</p> <p>(2) <u>地域振興部地域協働課総務グループ</u> (<u>神戸担当</u>)</p> <p>(3) <u>公募コーディネーター</u></p> <p>3 <u>コーディネーターは、協議会ごとに1名を配置する。</u></p> <p>(<u>公募コーディネーター</u>)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>地域づくり協議会</u> 条例第1条に規定する地域づくり協議会をいう。</p> <p>(地域づくりコーディネーター)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 コーディネーターは、<u>地区市民センター所長及び地域振興部地域協働課総務グループ(神戸担当)</u>をもって充てる。</p> <p>(<u>支援職員</u>)</p>
<p>第4条 <u>公募コーディネーターは、次に掲げる市の職員(地方教育行政の組織及び運営</u></p>	<p>第4条 <u>地域づくりを支援するため、本市に地域づくり支援職員(以下「支援職員」と</u></p>

に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員を除く。）の中から任命権者が任命する。

(1) 公募コーディネーターとなることを希望する職員

(2) 鈴鹿市庁内委員会規則（平成9年鈴鹿市規則第8号）第1条の規定により設置する鈴鹿市地域づくり推進本部（第4項において「推進本部」という。）の本部員及び地域振興部地域協働課長の推薦を受けた職員

2 公募コーディネーターの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 公募コーディネーターは、次に掲げるいずれかの協議会に配置する。

(1) 若松地域づくり協議会

(2) 郡山まちづくり協議会

(3) 長太地区まちづくり協議会

(4) 旭が丘地区まちづくり協議会

(5) 一ノ宮地域づくり協議会

(6) 愛宕地域づくり協議会

(7) 栄地区地域づくり協議会

(8) 鼓ヶ浦地区まちづくり協議会

(9) 白子地域づくり協議会

4 公募コーディネーターは、推進本部の本部長の命により、配置された協議会の地区市民センターの所長と連携の上、前条第1

いう。）を置く。

2 支援職員は、市職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員を除く。）の中から任命権者が任命する。

3 支援職員の任期は、1年とする。

4 支援職員は、鈴鹿市庁内委員会規則（平成9年鈴鹿市規則第8号）第1条の規定により設置する鈴鹿市地域づくり推進本部の

項の調整を図る。

(地域づくり支援調整会議)

第5条 協議会に対する支援に関する情報交換、調整及び検討課題の共有と解決を図るため、必要に応じて地域づくり支援調整会議（以下「調整会議」という。）を開催する。

2 略

3 調整会議の構成員は、全地区のコーディネーター及び地域振興部地域協働課の職員とする。ただし、座長が必要と認める場合は、その他の職員の出席を求めることができるものとする。

本部長の命により、コーディネーターと協議の上、次に掲げる事務に係る支援及び助言を行う。

(1) 地域づくり協議会の活動の定着及び活性化に関すること。

(2) 条例第9条の地域計画の策定及び見直しに関すること。

(地域づくり支援調整会議)

第5条 地域づくり協議会に対する支援に関する情報交換、調整及び検討課題の共有と解決を図るため、必要に応じて地域づくり支援調整会議（以下「調整会議」という。）を開催する。

2 略

3 調整会議の構成員は、全地区のコーディネーター、支援職員及び地域振興部地域協働課の職員とする。ただし、座長が必要と認める場合は、その他の職員の出席を求めることができるものとする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

財産の取得について  
次のとおり財産を取得する。

令和6年4月23日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

- 1 財産の内容 鈴鹿市学校給食センター厨房機器（真空冷却機・冷却機能付消毒保管庫）
- 2 取得予定価格 70,400,000円
- 3 取得の相手方 津市高茶屋五丁目1番37号  
タニコー株式会社 三重営業所  
所長 伊藤 英貴
- 4 取得の目的 鈴鹿市学校給食センターの真空冷却機及び冷却機能付消毒保管庫を更新し、安全安心な学校給食を安定的に提供するため。

#### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長から意見を求められた鈴鹿市学校給食センター厨房機器（真空冷却機・冷却機能付消毒保管庫）を取得するについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出する。

鈴鹿市学校給食センター厨房機器（真空冷却機・冷却機能付消毒保管庫） 明細

1 真空冷却機

- (1) メーカー 三浦工業株式会社
- (2) 型式 CM-150RKW
- (3) 寸法 幅2,080mm 奥行1,895mm 高さ2,430mm
- (4) 数量 2基
- (5) 附属機器 冷水チラー2基、屋外タンクユニット2基

2 冷却機能付消毒保管庫

- (1) メーカー タニコー株式会社
- (2) 型式 HEK-12SW
- (3) 寸法 幅1,150mm 奥行2,090mm 高さ2,383mm
- (4) 数量 3台

専決の承認について

鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正について次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和6年4月23日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

専決事項

( 別 紙 )

提案理由

鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決したので、同条第2項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則

鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和3年鈴鹿市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(パートタイム会計年度任用職員の報酬の額) 第3条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 養護及び支援員 <u>時間額1,020円</u> (2)～(6) 略	(パートタイム会計年度任用職員の報酬の額) 第3条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 養護及び支援員 <u>時間額985円</u> (2)～(6) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条第1号の規定は、令和6年4月1日から適用する。

議案第2131号

通級による指導の実施等に関する要綱の一部改正について

通級による指導の実施等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように制定する。

令和6年4月23日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

通級による指導の実施等に関する要綱の一部を改正する告示

( 別 紙 )

#### 提案理由

通級による指導の実施等に関する要綱の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第1条第2号の規定により、この議案を提出する。

通級による指導の実施等に関する要綱の一部を改正する告示

通級による指導の実施等に関する要綱（平成26年鈴鹿市教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(設置)</p> <p>第3条 鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の表の左欄に掲げる通級指導教室をそれぞれ同表の右欄に掲げる学校に設置する。</p>		<p>(設置)</p> <p>第3条 鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の表の左欄に掲げる通級指導教室をそれぞれ同表の右欄に掲げる学校に設置する。</p>	
通級指導教室の種類	設置校	通級指導教室の種類	設置校
言語通級指導教室	略	言語通級指導教室	略
		難聴通級指導教室	<u>鈴鹿市立旭が丘小学校</u>
発達障害等通級指導教室	<u>鈴鹿市立白子小学校</u> <u>鈴鹿市立旭が丘小学校</u> <u>鈴鹿市立稲生小学校</u> <u>鈴鹿市立飯野小学校</u> <u>鈴鹿市立神戸小学校</u> <u>鈴鹿市立創徳中学校</u> <u>鈴鹿市立白鳥中学校</u> <u>鈴鹿市立神戸中学校</u>	発達障害等通級指導教室	<u>鈴鹿市立稲生小学校</u> <u>鈴鹿市立飯野小学校</u> <u>鈴鹿市立神戸小学校</u> <u>鈴鹿市立神戸中学校</u> <u>鈴鹿市立創徳中学校</u>

第1号様式から第7号様式までを次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

通級指導申出書

（宛先） 鈴鹿市立 学校長

申出者 住所  
（保護者） 名前

下記のとおり、通級による指導を希望しますので申し出ます。なお、通級にあたり、交通安全については、責任を持って万全を期します。

記

ふりがな 児童生徒名前	生年月日	年 月 日生
学 年 ・ 組	年 組	男 ・ 女
通級による指導 を希望する教室 (希望する教室に✓印)	<input type="checkbox"/> 言語 通級指導教室 <input type="checkbox"/> 発達障害等	
新規・更新の別	新 規 ・ 更 新	
保護者の連絡先	電話番号（自宅）	
	電話番号（緊急時）	

鈴 第 号  
年 月 日

通級指導協議書

（宛先） 鈴鹿市立 学校長

鈴鹿市立 学校  
校長 印

貴校における通級による指導の実施について、下記のとおり協議します。

記

ふりがな 児童生徒名前		生年月日	年 月 日生
学 年 ・ 組	年	組	男 ・ 女
保 護 者 名 前			
住 所			
通級指導教室の 種 別 <small>（希望する教室に✓印）</small>	<input type="checkbox"/> 言語 <div style="text-align: center;">通級指導教室</div> <input type="checkbox"/> 発達障害等		
新規・更新の別	新 規 ・ 更 新		
開始希望年月日	年 月 日		
終了希望年月日	年 月 日		
通級による指導 の 頻 度	週 回（毎週 曜日 限 時 分）		
教育相談実施日	年 月 日		

（添付書類）

通級指導申出書の写し

第3号様式（第4条関係）

鈴 第 号  
年 月 日

通級指導協議回答書

(宛先) 鈴鹿市立 学校長

鈴鹿市立 学校  
校長 印

年 月 日付け鈴 第 号で協議のあった件について、下記のとおり回答します。

記

児童生徒名前			男・女
学年・組	年 組		
協議事項に係る意見 (いずれかに✓印)	<input type="checkbox"/> 次のとおり受入れ可能です。		
	通級指導教室の種別 (該当する教室に✓印)	<input type="checkbox"/> 言語	通級指導教室
		<input type="checkbox"/> 発達障害等	
	開始年月日	年 月 日	
	終了年月日	年 月 日	
	通級による指導の頻度	週 回 (毎週 曜日 限 時 分)	
	<input type="checkbox"/> 次の理由により受入れできません。 (理由)		

第4号様式（第4条関係）

鈴 第 号  
年 月 日

通級指導通知書

様

鈴鹿市立 学校  
校長 印

年 月 日付けで申出のありました通級による指導については、設置校との協議等の結果に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

児童生徒名前			男・女
<p>決定内容 (いずれかに✓印)</p>	<input type="checkbox"/> 次のとおり通級による指導の実施を決定します。		
	<p>通級指導教室の 種 別 (該当する教室に✓印)</p>	<input type="checkbox"/> 言語  <input type="checkbox"/> 発達障害等	<p>通級指導教室</p>
	<p>通級による指導 を行う学校</p>	<p>鈴鹿市立 学校</p>	
	<p>開始年月日</p>	<p>年 月 日</p>	
	<p>終了年月日</p>	<p>年 月 日</p>	
	<p>通級による 指導の頻度</p>	<p>週 回 (毎週 曜日 限 時 分)</p>	
	<p>備 考</p>	<p>1 期間満了後、引き続き通級による指導を希望する場合には、更新手続きにより、期間を更新することができます。 2 通級に際しては、交通安全に十分注意してください。</p>	
<input type="checkbox"/> 次の理由により通級による指導の実施を見合わせます。 (理由)			

鈴 第 号  
年 月 日

通級指導開始届出書

（宛先）鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市立 学校  
校長 印

下記のとおり、通級による指導を開始しますので届け出ます。

記

1 通級による指導を開始する児童生徒の状況等

児童生徒名前			
生 年 月 日	年	月	日生 学年
児童生徒住所	〒 - 鈴鹿市		
保護者名前			
教育相談実施日	年	月	日

2 通級による指導を行う学校等

通級による指導を行う学校	鈴鹿市立	学校	校長名	
通級指導教室の種類	通級指導教室			
開始年月日	年	月	日	
終了年月日	年	月	日	
交通手段等（自校通級の場合は記入不要）	交通手段			
	片道所要時間	約	時間	分

※往路と復路で交通手段又は所要時間が異なる場合は、その旨が分かるように記載すること。

(裏)

3 特別の教育課程の編成状況

\_\_\_\_\_年度

(1) 年間授業時数

教科等の名称	教科・領域												通級	合計
年時数														

※「教科等の名称」には教科名（国語、社会、算数等）及び領域名（特別活動等）を記入すること。

※通級による指導により、教科及び領域の一部又は全部が欠ける場合は、その教科等の名称を○で囲むこと。

※「通級」の欄には、通級による指導の教育課程上の位置付け（自立活動等）を記入すること。

(2) 通級による指導を受ける児童生徒の週時程表

時刻	校時	曜日	月	火	水	木	金
		8:50~ 9:35	1	国語	算数	生活	国語
~	1						
~	2						
~	3						
~	4						
~	5						
~	6						
~							
~							

※各曜日の校時割は実態に合わせて記入すること。

※通級による指導については、「通」と記入すること。

鈴 第 号  
年 月 日

通級指導変更届出書

（宛先）鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市立 学校  
校長 印

下記のとおり、通級による指導の内容等に変更がありましたので届け出ます。

記

1 通級による指導の内容を変更する児童生徒の状況等

	児童生徒名前			
	生 年 月 日	年 月 日生	学 年	
	児童生徒住所	〒 - 鈴鹿市		
	保護者名前			
	教育相談実施日	年 月 日		

→ 変更した部分に○印

2 通級による指導を行う学校等

	通級による指導を行う学校	鈴鹿市立 学校	校長名	
	通級指導教室の種類	通級指導教室		
	開始年月日	年 月 日		
	終了年月日	年 月 日		
	交通手段等（自校通級の場合は記入不要）	交通手段		
		片道所要時間	約 時間 分	

→ 変更した部分に○印

※往路と復路で交通手段又は所要時間が異なる場合は、その旨が分かるように記載すること。

※表面、裏面ともに、変更箇所のみならず、全ての欄を記入すること。

(裏)

3 特別の教育課程の編成状況

\_\_\_\_\_年度

(1) 年間授業時数

(変更の有無 有 ・ 無 → いずれかに○印)

教科等の名称	教科・領域												通級	合計	
年時数															

※「教科等の名称」には教科名（国語、社会、算数等）及び領域名（道徳、特別活動等）を記入すること。

※通級による指導により、教科及び領域の一部又は全部が欠ける場合は、その教科等の名称を○で囲むこと。

※「通級」の欄には、通級による指導の教育課程上の位置付け（自立活動等）を記入すること。

(2) 通級による指導を受ける児童生徒の週時程表

(変更の有無 有 ・ 無 → いずれかに○印)

時刻	校時	曜日	月	火	水	木	金
8:50~ 9:35	1		国語	算数	生活	国語	<span style="border: 1px solid black;">通</span>
~	1						
~	2						
~	3						
~	4						
~	5						
~	6						
~							
~							

※各曜日の校時割は実態に合わせて記入すること。

※通級による指導については、「通」と記入すること。

第7号様式（第9条関係）

鈴 第 号  
年 月 日

通級指導終了届出書

（宛先）鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市立 学校  
校長 印

下記の児童生徒について、 年 月 日をもって通級による指導を終了しましたので届け出ます。

記

児童生徒名前		保護者名前	
生 年 月 日	年 月 日	学 年	
児童生徒住所	〒 - 鈴鹿市		
通級による指導 の 実 施 校	鈴鹿市立 学校		
通級指導教室の 種 類	通級指導教室		
当初設定した 終了年月日	年 月 日		

附 則

この告示は、令和6年5月1日から施行する。

専決の承認について

鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会の委員の委嘱について次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和 6 年 4 月 2 3 日 提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

専決事項

( 別 紙 )

提案理由

鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会の設置等に関する条例第 4 条第 2 項の規定に基づき鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会の委員の委嘱を行うについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により専決したので、同条第 2 項の規定により、この議案を提出する。

## 鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会委員

	名前	団体名等	役職	委嘱期間
1	芦葉 甫	三重弁護士会	弁護士	R6.4.1～ R8.3.31
2	大日方 真史	国立大学法人 三重大学	教授	R6.4.1～ R8.3.31
3	田上 清乃	三重弁護士会	弁護士	R6.4.1～ R8.3.31
4	廣岡 雅子	三重県公認心理師会	公認心理師	R6.4.1～ R8.3.31
5	森永 英子	鈴鹿市保護司会	保護司	R6.4.1～ R8.3.31

※50音順

専決の承認について

鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会の委員の委嘱又は任命について次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和6年4月23日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

専決事項

( 別 紙 )

提案理由

鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会の設置等に関する条例第4条第2項の規定に基づき鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会の委員の委嘱又は任命を行うについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決したので、同条第2項の規定により、この議案を提出する。

## 鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会委員

令和6年4月1日

	名前	所属 役職	性別	委嘱期間
1	ヒロオカ マサコ 廣岡 雅子	三重県公認心理師会	女性	R6.4.1～ R8.3.31
2	ツダ ユミコ 津田 由美子	鈴鹿市幼小中校園長会 鈴鹿市立神戸小学校長	女性	R6.4.1～ R8.3.31
3	ミズノ カツノリ 水野 克則	鈴鹿市自治会連合会 桜島町北 自治会長	男性	R6.4.1～ R8.3.31
4	イワサキ ショウタ 岩崎 翔太	鈴鹿市PTA連合会 研修部副部長	男性	R6.4.1～ R8.3.31
5	コギシ ノブヒサ 小岸 伸久	鈴鹿警察署 生活安全課長	男性	R6.4.1～ R8.3.31
6	フジイ さゆり 藤井 さゆり	民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員部長	女性	R6.4.1～ R8.3.31
7	イチカワ ハルミ 市川 春美	人権擁護委員協議会 委員	男性	R6.4.1～ R8.3.31
8	ハマモト ヒロノブ 濱本 浩暢	津地方法務局 人権擁護課長	男性	R6.4.1～ R8.3.31
9	ヨシダ タカヒデ 吉田 崇秀	鈴鹿児童相談所 家庭児童支援課長	男性	R6.4.1～ R8.3.31
10	ゴトウ アキラ 後藤 哲	鈴鹿市スポーツ少年団 副本部長	男性	R6.4.1～ R8.3.31
11	マサカイ カズタツ 真昌 一竜	鈴鹿市放課後子どもプラン 運営委員会 会長	男性	R6.4.1～ R8.3.31
12	モリカワ カツミ 森川 克美	鈴鹿市青少年育成市民会議 会長	男性	R6.4.1～ R8.3.31
13	タカノ エイコ 高野 栄子	鈴鹿市青少年育成町民会議 連絡協議会 鈴峰地区委員	女性	R6.4.1～ R8.3.31
14	サカザキ シンイチ 坂崎 真一	鈴鹿市子ども政策部 子ども家庭支援課 課長	男性	R6.4.1～ R8.3.31
15	スズキ ヤスヒト 鈴木 康仁	鈴鹿市教育委員会事務局 教育支援課 課長	男性	R6.4.1～ R8.3.31

学校運営協議会委員の任命について  
学校運営協議会委員を次のように任命する。

令和6年4月23日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

学校運営協議会委員  
( 別 紙 )

#### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項の規定に基づき学校運営協議会委員の任命を行うについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出する。

# 令和6年度 学校運営協議会委員名簿

(令和6年4月23日現在)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
学校名	名前 (委員長)	名前 (副委員長)	名前	名前	名前	名前	名前	名前	名前	名前	名前 (校長)
平田野中	佐野 敏彦	伊藤 理恵	篠原 章矩	藤本 尚生	五十嵐 なぎ子	平子 哲子	橋爪 早苗	藤本 英二	宮崎 利香	-	上田 章善
創徳中	池崎 信夫	出水周二	阪田 八千代	南條 隆	橋本克幸	水野善之	五十嵐 博	齊藤 智子	-	-	須藤雅哉
白鳥中	喜多村 芳行	野田 うた子	里見 力	長谷川俊男	山本 勇人	小林 高人	横山 愛子	西村 英	-	-	草川 哲郎
神戸中	兼丸 良政	是枝 徳義	阿部 雅登	植村 昌美	奥田 こづえ	生駒 明子	北村 武	河北 瑞希	白塚山 隆彦	船戸 弘美	片岡 裕明
大木中	中嶋 範生	藤井 さゆり	樋口 比呂磨	水谷 恵子	杉本 五月	太田 寛	山中 泰成	藤田 恭江	小林 綾子	池田 百合	山下 浩一
千代崎中	玉川登美男	吉田 里美	儀賀 吉和	山崎 俊美	岡崎 亮	鈴木 裕子	田畑 雄二	梅林久美子	-	-	樋口 智己
白子中	宮本 佳宥	矢頭 敏明	水野 克則	橋本 洋司	小林 文雄	岩本 維久子	児玉 なほ子	栗原 直子	樋口 亜梨沙	大岩 宣之	三浦 洋子
鼓ヶ浦中	澤内喜代子	杉野 かおり	高橋 洋二	谷 暁子	大杉 淳	川下 正一	今井 俊郎	森川 洋行	喜田 正秋	藤本 裕紀子	羽山 哉美
天栄中	城ノ口 典子	宮崎 一美	杉野 周二	稲垣 宗夫	渥美 親彦	舟橋 智恵子	分部 正仁	辻 有	湯淺 知香	-	岡村 幸則
鈴峰中	山本 信一	高橋 知子	市川 春美	古川 ひろみ	名村 吉子	辻本 双美	松井 優子	高野 栄子	杉山 保夫	森下 千裕	磯部 仁
国 府	中島 幸雄	岸 俊子	打田 利治	宮崎 由美子	伊藤 光春	橋本 研一	平子 哲子	磯田 由佳	宮崎 瑞穂	-	神原 亜矢子
庄 野	加藤 清文	萩 享	仲村 浩二	宮崎 利香	山田 紘子	小倉 由華	荻須 庄太郎	片岡 ひとみ	江口 利香	-	岡崎 智子
加佐登	島田 恒次	岡本 英宏	江藤 久生	江藤 明美	佐藤 美佐	小林 高人	村上 裕子	尾藤 怜奈	黒田 直也	-	山中 喜宏
牧 田	前川 達次	佐野 寛	中井 奈美	山中 あかり	甲斐 隆幸	前川 智子	上村 さゆり	-	-	-	飯尾 征博
清 和	磯部 和生	山本 展久	三関 一成	五十嵐 なぎ子	宇園田 有香	田中 康夫	稲垣 忠宏	中川 久美子	杉山 栄一	鎌田 美智子	小倉 整
石薬師	田中 成美	中口 英治	鎌倉 めぐみ	小原 敏久	多田 愛作	岸江 香代子	實義 幹夫	山口 智子	市川 佳奈	桑原 里美	辻井 康博
白 子	三井 真由美	橋田 つかさ	平田 千尋	森井 貴光	山中 晃	喜田 園子	内山 安司	永田 みちよ	茂理 幹人	池口 正一	奥山 充人
鼓ヶ浦	和田 宏史	佐野 隆夫	内田 信也	谷川 かず子	巻 重雄	福井 ひとみ	半田 清香	伊藤 有利恵	-	-	池畑 直哉
旭が丘	橋本 洋司	東口 裕子	児玉 なほ子	小川 明彦	兵連 恒夫	中瀬 光幸	長谷川 尚子	酒井 綾子	岡崎 恵子	上村 勉	楠田 謙治
桜 島	定金 千佳	栗原 直子	豊田 靖	林 和枝	稲垣 真吾	渡邊 真由実	駒形 京子	水野 克則	小川 友佳子	-	大井 るみ
愛 宕	大橋 高庸	松村 珠美	佐野 康典	東 謙二	小川 英治	湯本 佳光	石井 聖一郎	鈴木 希	米川 小百合	-	浅井 和代
稲 生	樋口 延枝	小林 文雄	水谷 忍	生川 喜代一	飯野 光治	鈴木 圭子	下村 郁子	村山 昌子	門谷 林訪	鈴木 篤人	長谷川 浩
飯 野	新原 正登志	松田 敬子	大久保 幸徳	別所 公代	古市 博信	春岡 亜由美	富永 千明	畑 哲子	東 亜希子	-	石井 孝史
明 生	高井 努	杉田 暁博	喜早 寛	前川 靖	門平 宏	長谷川 恵子	尾崎 明美	佐藤 依里華	石井 奈津美	-	葛西 和巳
河 曲	松林 弘	遠藤 義光	是枝 徳義	兼丸 まり子	安村 美保子	松永 裕道	野田 栄一	杉野 理沙	前嶋 和	藤澤 幸恵	中野 誉
一ノ宮	林 武繁	船戸 弘美	井上 哲雄	犬塚 一行	坂倉 正登	田中 基子	寺田 隆	三浦 健彰	平良 麻衣	中山 志保	山田 晋司
長 太	加藤 元	田名瀬 奈穂美	立松 彦一	濱田 善則	藤井 さゆり	水谷 恵子	森田 貢	橋本 武己	阪本 鉄夫	坂 公子	市川 善浩
箕 田	杉本 直哉	櫻井 真紀	廣田 雅美	宮崎 正雄	杉本 五月	杉本 勝實	矢田 和香子	宮崎 哲郎	小林 綾子	一尾 実香	杉野 美佳
若 松	児島 功	中條 一美	原田 吉次	六田 嘉郎	西城 薫	中川 久子	万代 圭子	西城 彰男	儀賀 博實	-	田辺 浩一
玉 垣	城ノ口 和幸	山崎 俊美	吉田 里美	伊藤 正法	山路 伸一	松山 覚	藤田 満珠美	伊藤 賀文	霜山 朱美	河原 早織	岸原 正治
神 戸	橋本 和馬	中西 尚	福井 雅子	加藤 貞子	瀬口 範子	梅本 裕多加	加藤 貴也	金丸 直司	上谷 鉄木真	阪田 美保	津田 由美子
合 川	分部 正仁	宮崎 奈緒子	國分 昭英	中尾 弘昌	中内 滋	三谷 香	伊藤 京子	渡辺 志保	小坂 和代	丹羽 史人	松浦 洋幸
天 名	宮崎 孝教	宮崎 恵美子	渥美 親彦	市川 文明	伊藤 行輝	宮崎 悦子	吉村 素子	江藤 真治	宮崎 万理子	宮崎 聡子	松本 博
栄	渡邊 正博	伊藤 久美子	大谷 江里子	元 明子	田畑 博美	早川 久喜	中野 裕美子	松澤 佳津子	中條 正一	桐生 満	山中 勝
鈴 西	水野 典子	佐藤 章司	福原 隅雄	伊藤 隆	村山 春樹	筒井 俊行	野田 うた子	瀧本 由衣	館 哲也	田中 伊世	三浦 靖樹
椿	三浦 照明	荒山 哲次	辻本 芳樹	北條 裕人	早川 待子	中村 ちよみ	高橋 勝美	内山 周二	谷村 尚子	今村 一仁	平子 琢也
深伊沢	市川 春美	杉山 保夫	堤 好	松井 優子	石田 喜代子	森田 千峰	近藤 泰典	森川 克美	富井 大輔	安田 拓生	松岡 智香
庄 内	古市 素朗	野崎 由夏子	古川 ひろみ	高見 もと	萩 恵里香	岡田 久美	川北 幸男	藤林 怜	古川 奈津美	-	樋口 裕康
井田川	磯部 敏男	磯部 剛郎	里見 力	磯部 俊秀	佐藤 正宏	麻生 洋一郎	遠藤 喜久子	富尾 文哉	石井 智也	匹田 賢樹	東浦 重人
郡 山	前田 研介	大井 立美	佐野 公彦	松葉 純子	前川 まゆみ	川居 章	城ノ口 典子	太田 たえか	森本 友里子	-	松岡 宏樹

専決の承認について

鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正する規則の一部改正について次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和 6 年 4 月 2 3 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

専決事項

( 別 紙 )

提案理由

鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正する規則の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により専決したので、同条第 2 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正する規則(令和5年鈴鹿市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
幼稚園 の名称	収容定員			幼稚園 の名称	収容定員		
	満3歳 児	満4歳 児	満5歳 児		満3歳 児	満4歳 児	満5歳 児
鈴鹿市 立神戸 幼稚園	略	略	略	鈴鹿市 立神戸 幼稚園	略	略	略
				<u>鈴鹿市 立白子 幼稚園</u>		<u>35人</u>	<u>70人</u>
				<u>鈴鹿市 立稲生 幼稚園</u>		<u>35人</u>	<u>70人</u>
鈴鹿市 立玉垣 幼稚園	略	略	略	鈴鹿市 立玉垣 幼稚園	略	略	略
				<u>鈴鹿市 立加佐 登幼稚 園</u>	<u>35人</u>		
				<u>鈴鹿市 立栄幼 稚園</u>	<u>35人</u>		

略	略	略	略	略	略	略	略
---	---	---	---	---	---	---	---

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

専決の承認について

鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則の一部改正について次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和6年4月23日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

専決事項

( 別 紙 )

提案理由

鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決したので、同条第2項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則の一部を改正する規則

鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則（平成27年鈴鹿市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							
別表（第4条関係）							
公印管理者	種類	名称	寸法	ひな型	書体	使用区分	個数
略	略	略	略	略	略	略	略
国府幼稚園長	略	略	略	略	略	略	略

旭が丘 幼稚園 長	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略
神戸幼 稚園長	略	略	略	略	略	略	略

備考 略								

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

改正前

別表（第4条関係）

公印管理者	種類	名称	寸法	ひな型	書体	使用区分	個数
略	略	略	略	略	略	略	略
国府幼稚園長	略	略	略	略	略	略	略
加佐登幼稚園長	職印	鈴鹿市立加佐登幼稚園長印	方21	鈴鹿市立 加佐登幼 稚園長印	れい書	公文書用	1
加佐登幼稚園長	庁印	鈴鹿市立加佐登幼稚園之印	方21	鈴鹿市立 加佐登幼 稚園之印	れい書	公文書用	1
加佐登幼稚園長	庁印	鈴鹿市立加佐登幼稚園之印	方45	稚園之印 加佐登幼 鈴鹿市立	てん書	修了証書用	1
加佐登幼稚園長	庁印	鈴鹿市立加佐登幼稚園割印	長径33 短径14	登幼稚園割印 鈴鹿市立加佐	てん書	修了証書授 与録用	1

白子幼 稚園長	職 印	鈴鹿市立白子幼 稚園長	方18	稚 園 長 立 白 子 幼 鈴 鹿 市	れい書	公文書用	1
白子幼 稚園長	庁 印	鈴鹿市立白子幼 稚園之印	方24	園 之 印 白 子 幼 稚 鈴 鹿 市 立	れい書	公文書用	1
白子幼 稚園長	庁 印	鈴鹿市立白子幼 稚園	方44	幼 稚 園 立 白 子 鈴 鹿 市	れい書	修了証書用	1
旭が丘 幼稚園 長	略	略	略	略	略	略	略
稲生幼 稚園長	職 印	鈴鹿市立稲生幼 稚園長印	方20	園 長 印 稲 生 幼 稚 鈴 鹿 市 立	てん書	公文書用	1
稲生幼 稚園長	庁 印	鈴鹿市立稲生幼 稚園	方15	幼 稚 園 立 稲 生 鈴 鹿 市	れい書	公文書用	1
稲生幼 稚園長	庁 印	鈴鹿市立稲生幼 稚園	方45	幼 稚 園 立 稲 生 鈴 鹿 市	れい書	修了証書用	1
略	略	略	略	略	略	略	略
神戸幼 稚園長	略	略	略	略	略	略	略

栄幼稚 園長	職 印	鈴鹿市栄幼稚園 長印	方18	園 栄 鈴 長 幼 鹿 印 稚 市	れい書	公文書用	1
栄幼稚 園長	庁 印	鈴鹿市立栄幼稚 園印	方20	稚 立 鈴 園 栄 鹿 印 幼 市	れい書	公文書用	1
栄幼稚 園長	庁 印	鈴鹿市立栄幼稚 園印	方45	稚 立 鈴 園 栄 鹿 印 幼 市	れい書	修了証書用	1
備考 略							

専決の承認について

学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程の一部改正について次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和6年4月23日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

専決事項

( 別 紙 )

提案理由

学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決したので、同条第2項の規定により、この議案を提出する。

学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程の一部を改正する告示

学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程（平成26年鈴鹿市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後											
別表（第2条関係）											
施設の名称	使用室の名称	聴衆席の面積	納付すべき費用の額			施設の設備					
			平日		休日	照明	便所	演壇	椅子	拡声機	弁士控室
			昼間	夜間							
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
国府幼稚園	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
旭が丘幼稚園	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
神戸幼稚園	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
備考											
略											

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

改正前

別表（第2条関係）

施設の名称	使用室 の名称	聴衆席 の面積	納付すべき費用の額			施設の設備					
			平日		休日	照 明	便 所	演 壇	椅 子	拡 声 機	弁 士 控 室
			昼間	夜間							
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
国府幼稚園	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
加佐登幼稚園	遊戯室	100㎡	9,090円	25,675円	26,992円	有	有	無	有	有	有
白子幼稚園	遊戯室	106㎡	9,090円	25,675円	26,992円	有	有	無	有	有	無
旭が丘幼稚園	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
稲生幼稚園	遊戯室	126㎡	9,090円	25,675円	26,992円	有	有	無	有	無	無
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
神戸幼稚園	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
栄幼稚園	遊戯室	86㎡	9,090円	25,675円	26,992円	有	有	有	有	有	無
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

備考

略

令和6年4月 教育委員会 定例会

報 告 事 項

令和6年4月23日

鈴鹿市教育委員会

# 令和5年度 鈴鹿市立学校における働き方改革の進捗状況について

## 1 令和5年度鈴鹿市の目標

### ○成果指標の目標値

- ・月45時間を超える時間外職員の年間延べ人数（小中）を0人
- ・年間360時間を超える時間外職員を0人
- ・1人当たりの月平均時間外労働時間を30時間以下
- ・1人当たりの年平均休暇取得を22日

### ○活動指標の目標値

- ・定時退校日に定時に退校できた職員の割合……90%以上
- ・部活動休養日を実施した割合……95%以上
- ・会議時間の短縮……70%以上  
(放課後に開催され60分以内に終了する会議の割合)

## 2 令和5年度の鈴鹿市の結果

### (1) 時間外職員の年間延べ人数（小中）

	R5（～2月）	R4	R4 年度比
月80時間超	198人	66人	300%
月45時間超	1513人	1416人	106.8%
年360時間超	362人	399人	90.7%

### (2) 時間外労働時間

	R5(～2月)	R4	R4 年度比
小中学校	25.9時間	25.1時間	3.1%増
小学校	23.6時間	24.0時間	2.3%減
中学校	32.9時間	28.4時間	15.8%増

### (3) 休暇取得

	R5(～2月)	R4	R4 年度比
小中学校	21.96日	22.44日	0.48日減
小学校	23.33日	24.69日	1.36日減
中学校	20.18日	20.20日	0.02日減

(4) 統一した3項目の取組状況(上.下半期の結果より)

		小学校	中学校
定時退校日の設定	1年間に定時退校日を設定した日数の平均(日)	27.4日	27.7日
	定時退校日の定時に退校できた職員の割合(%)	74.5%	75.6%
部活動休養日の設定	計画通りに休養日を実施した部活動の割合(%)		96.8%
会議時間の短縮	取組の対象とした会議数の平均(回)	31.7回	45.5回
	60分以内に終了した会議の割合(%)	63.5%	54.6%

# 令和6年度 学校における働き方改革の推進

鈴鹿市教育委員会

## 目的

教職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で授業の改善や子どもたちと向き合う時間を確保しながら、日々の生活の質や教職員としての人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動を継続的にを行います。

## 上限時間

- ① 1か月の時間外労働時間について、45時間以内
- ② 1年間の時間外労働時間について、360時間以内（月平均30時間）

## 学校における働き方改革推進のための環境整備等

- 1 教育ICTの推進
  - ・ 校務支援システムを活用した出勤時間の客観的かつ外形的な把握の推進
  - ・ ICTを活用した有効な授業方法や資料の提供・共有化
  - ・ 会議等のオンライン化による業務削減を検討
- 2 専門家や外部人材の配置
  - ・ スクールライフサポーター21校(26人)・外国人指導助手13校(8人)
  - ・ スクール・サポート・スタッフ 小中学校40校配置
  - ・ 学習指導員の小中学校への適切な配置
  - ・ スクールカウンセラー40校(12人)、スクールソーシャルワーカー4人配置

## 3 鈴鹿市運動部活動指針の一層の徹底

- ・ 始業前又は放課後等活動日の見直しや副顧問等との指導時間のシェア

## 4 時間外の問題を対応するための留守番電話の設置等の推進

## 5 学校における働き方改革の推進に係る文書の発出

## 抜本的な業務削減に向けた業務分担の見直しや適正化

- 1 教育委員会が推進する事業・業務等の見直し
  - ・ 上限時間の遵守を前提とした事業・業務等の推進
  - ・ 調査・会議・研修会の一層の見直し
  - ・ 各種調査等に係るデータの共有
- 2 県及び市町と学校が一体となった取組
  - ・ 「定時退校日の設定」「部活動休養日の設定」「会議時間の短縮」の統一
  - ・ 3項目の一層の推進
  - ・ 設定した日の定時に退校できた職員の割合90%以上を目指す。
  - ・ 部活動休養日を計画通り実施した割合95%以上を目指す。
  - ・ 放課後に開催して60分以内に終了した会議の割合70%以上を目指す。
  - ・ 休暇取得促進のための学校閉校日設定の取組の推進(5日)

## 学校における働き方改革の推進に向けた考え方

- 1 勤務時間について
  - ・ 学校の業務は「上限時間」を超えないことが前提である。ただし、学校の業務は本来、正規の勤務時間で終わるように調整すべきものである。
- 2 教育委員会における上限時間に基づく目標等の設定
  - ・ 年360時間、月45時間を超える時間外労働者を0人を目指す。
  - ・ 1人当たりの月平均時間外労働時間を30時間以下を目指す。
  - ・ 1人当たりの年平均休暇取得の目標日数23日を目指す。
- 3 教育委員会及び学校の主体的な取組の推進
  - ・ 教育委員会は、教職員の健康及び福祉の確保を図るために一定の責務があることをふまえる。
  - ・ 教育委員会は、教育行政を推進するにあたり、「上限時間」は超えてはならない時間であり、法的拘束力があることをふまえる。
  - ・ 教育委員会及び学校は、労使協議の結果をふまえ、実情に応じた取組を主体的に推進する。
  - ・ 県及び市町と学校が一体となった取組を組み合わせることで改革を推進する。
  - ・ 関係者が一体となって取組を推進する。
- 4 児童生徒に係る臨時的な特別な事情への対応
  - ・ 月あたり45時間を超えたとしても、年間360時間が守られるよう取り組む。
  - ・ 労使で確認したうえで教育委員会や校長が状況に応じて臨時的な特別な事情に該当するかを判断する。
- 5 「上限時間」を超えた場合の対応
  - ・ 状況の把握とその状態を解消できるような業務の削減や、業務の見直しを進めるなどの措置を講じる。
- 6 定期的に検証する場の設定
  - ・ 「上限時間」の遵守の状況について、教委や学校において労使で定期的に検証する。

## 中学生ピロリ菌検査実施について

学校教育課

### 1 経緯

令和4年11月、鈴鹿市医師会から市内中学生にピロリ菌検査を実施したいとの要望があり、医師会を中心に検討委員会が立ち上がる。令和6年3月までに計6回開催され、本市での実施に向け、市長部局（健康づくり課、地域医療推進課）、教育委員会事務局、鈴鹿市医師会が見解を持ち寄り検討が進められた。令和6年3月の検討委員会にて、令和6年9月の実施に向け、中学校や薬剤師会の協力を得ること、実施方法、スケジュール等が確認された。

### 2 本市における中学生ピロリ菌検査について

子どもたちの将来及び次世代の胃がん発症リスクを低減し、他のピロリ菌感染関連疾病（慢性萎縮性胃炎、胃十二指腸潰瘍など）の早期診断・予防を目的に、市内中学2年生の内、保護者の同意が得られた希望者にピロリ菌検査を実施する。検査費用は2次検査まで市が負担する。（除菌等、治療費の助成はなし）

### 3 今後の予定

時期	ピロリ菌検査の流れ	関係機関等
令和6年5月	・中学校長会にて検査実施について説明	市、医師会、 市教委、中学校
令和6年7月	・保護者宛通知送付（受検意向確認）	市、薬剤師会
令和6年8月中旬	・検査希望者宅へ検査キット送付	市、薬剤師会
令和6年9月	・2次検査実施医療機関調査	市、医師会
令和6年9月中旬	・1次検査（回収：中学校2回、保健センター1回）	中学校、薬剤師会
令和6年10月	・1次検査結果及び陽性者への2次検査案内送付	市、薬剤師会
令和6年11月	・2次検査実施及び検査結果説明（指定医療機関）	市、医師会

### 令和6年度 実行計画

### 社会教育の目指す姿 「人と文化を育み、心豊かに過ごしていること」

#### 市民のニーズにあわせた生涯学習の推進

1 市民が生涯にわたり主体的に学習活動に取り組み、学習情報や学習機会の提供をする。

- ①学官連携による専門的な学習事業に加え、外部(地域社会の人材)からの講師を招き、多彩なジャンルの講座を展開し、市民のニーズを探りながら、幅広く学習機会を提供する。
- ②20歳で構成する実行委員会の企画運営による「二十歳のつどい」を実施し、主体性を育む。
- ③社会教育関係団体を支援し、地域の学習環境の充実を図る。
- ④子どもたちを社会全体で心豊かに育む環境づくりを推進するため、放課後子ども教室・土曜体験学習を開校する。
- ⑤PTA 家庭教育学級や公民館の乳幼児教室等において、保護者同士の交流や、家庭教育の悩みなどを話し合う、訪問型ワークショップを実施する。

指標：市が主催する生涯学習事業への参加者数(年間)

年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
目標値	-	3,500人	4,000人	4,500人	5,000人
実績値	3,425人				

#### 公民館の充実と適切な管理運営

3 地域住民のニーズに応える様々な講座や教室、サークル活動を通じ、学びと交流の拠点として、地域の活性化に貢献する。

- ①子どもから高齢者まで、あらゆる世代が参加でき様々な講座や教室の充実を図る。
- ②地域住民が自主的に行うサークル活動や文化祭等の場を提供し、地域の活性化を図る。
- ③ニーズに合わせた公民館施設の役割やあり方を見直し、計画的な維持管理を進め、施設の長寿命化を図る。

指標：公民館などで行っている学習活動への参加者数(年間)

年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
目標値	-	279,000人	279,000人	279,000人	279,000人
実績値	188,000人				

#### 図書館等サービスによる読書活動の充実

2 市民が読書に魅力を感じ、知識や教養を深められるよう、貸出、複写、レファレンスといった図書館サービスの充実を図ります。

- ①図書館サービスに当たっては、利用者の課題解決の支援を図るため、次世代に継承する資料等、多様な情報資料を蓄積し、迅速な図書の照会や検索(レファレンス)を行う。
- ②多様化するニーズへの対応として、幅広くアンケートを実施し、意見集約した取組等により、図書館サービスの充実を図る。
- ③乳幼児(初めて本に触れる年代への本の紹介)から高齢者までのあらゆる年齢層、情報が不足する外国人、障がい者などへの来館可能となるサービスを充実させ、誰もが読書に親しめる場を提供する。
- ④図書館司書を通して学校図書館と連携し、若年層の読書離れを抑制する取組を行う。
- ⑤利用者の増加に向けて、デジタル技術を活用して図書館(江島分館含む)の利用案内や来館を促すイベント、展示などのPRのほか、利用環境の整備に向けた取組を進める。
- ⑥子どもの読書活動に当たっては、国・県が取り組む計画に合わせて、不読率の低減や、多様な子どもたちの読書機会の確保、子どもの視点に立った読書活動の推進等に取り組む。(対象年齢0歳～18歳)
- ⑦家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で全ての子どもが読書活動の恩恵を受けられるようにするため、主体的な学びや読書への興味関心を促すための取組みを展開する。

指標：図書貸出カード登録者の割合

年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
目標値	-	24.2%	26.2%	28.2%	30.0%
実績値	20.2%				



※指標と目標値は、「鈴鹿市総合計画 2031」と同じものを用いています。

#### 文化財の調査と保存

4 適正な文化財保護につなげるため、文化財の指定、登録等の追加指定、環境整備の実施、保存に関する周知をする。

- ①文化財の指定、登録について所有者からの申請があった場合には、法令に沿って適正な調査等の手続きを行う。
- ②文化財所有者及び管理者との連携を図り、長期的な保存に向けた管理を進める。
- ③文化財の適切な保存のため、環境整備を行う。
- ④文化財の指定や保存のため、鈴鹿市文化財調査会をはじめとする専門性のある各種協議会等との連携を図る。
- ⑤史跡等の規模や構造を明らかにするための調査を行い、文化財の保存を図る。
- ⑥開発行為等に伴う市内遺跡の調査を行い、文化財の保存を図る。

指標：文化財の保護措置件数(年間)

年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
目標値	-	45件	46件	47件	48件
実績値	44件				

#### 文化財の公開と活用

5 文化財を地域のまちおこしや観光等に広く活用できるよう、文化財に触れる機会を創出する記念館、資料館、博物館等の公開及び啓発事業の充実を図る。

- ①各記念館・資料館や博物館で開催する企画展等について、魅力ある展示内容の充実を図る。
- ②考古博物館や隣接する歴史公園を活用し、子どもたちが参加できるイベントの開催を行う。
- ③来館者の増加を図るため、SNSなどの多様な媒体を活用し、各記念館・資料館や考古博物館の情報発信を行う。
- ④市が保管する郷土資料のデータベース化作業を進め、資料の公開を行う。
- ⑤埋蔵文化財について、ウェブサイト上での情報発信を行い、広く市民が利用しやすい環境整備を図る。

指標：郷土資料・博物館資料等公開施設の来館者数及び啓発事業などへの参加者数(年間)

年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
目標値	-	24,700人	28,400人	32,000人	32,500人
実績値	21,005人				



ゴールデン  
ウィーク

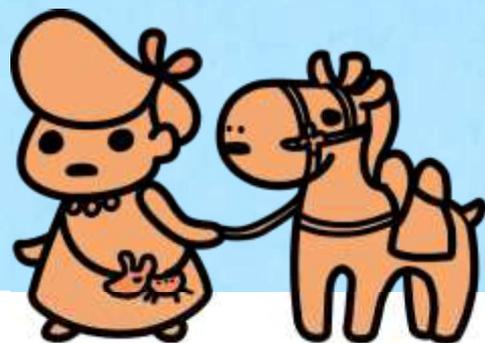
# 子ども体験博物館 2024

とき 4 / 27 (土) ~ 29 (月)

5 / 3 (金) ~ 6 (月)

ところ 鈴鹿市考古博物館

内容については裏面をご覧ください



〒513-0013 三重県鈴鹿市国分町 224

TEL : 059-374-1994 FAX : 059-374-0986

E-mail : kokohakubutsukan@city.suzuka.lg.jp URL : <https://www.city.suzuka.lg.jp/kouko/>

HP

X

Facebook



## 鈴鹿市考古博物館

Suzuka Municipal Museum of Archaeology

# ゴールデンウィーク子ども体験博物館2024

## ◆特別展示（4月23日(火)から先行展示）

五月人形を解説付きで展示（㈱ヒロモリ協賛）

※速報展「発掘された鈴鹿2023」も開催中！（6/16(日)まで）

## ◆体験講座（中学生以下対象 勾玉作りのみどなたでも参加できます）

※小学3年生以下の参加者は保護者（高校生以上）の付添人が必要です。（付添人の同時参加は可）

【毎日開催】

講座名	開始時間	所要時間	定員	体験料	申込方法
勾玉作り (白・黒・ピンク)	①10:00 ②14:00	約90分	各回12席 (1席4人まで)	300円	★
火起こし体験 (悪天候時は缶バッチ作りに変更)	① 9:30~11:30 ②13:30~15:30	約30分	各回3席 (入替制)	150円	☆

【日替わり開催】

開催日	講座名	開始時間	所要時間	定員	体験料	申込方法
4/27(土)	古墳模型作り	① 9:30 ②13:30	約120分	各回6人	500円	★
4/28(日)	アート体験 (レジン・消しゴムはんこ ・ストーンアートなど)	① 9:30 ②11:00 ③13:30 ④15:00	約60分	各回16人	400円	★
4/29(月)	うおーたーびにびに	① 9:30~11:30 ②13:30~16:00	約15分	各回16人 (入替制)	500円	☆
5/3(金)	ネイチャーゲーム ネイチャークラフト	① 9:30 ②11:00 ③13:30 ④15:00	約60分	各回16人	300円	★
5/4(土)	糸掛曼荼羅	① 9:30 ②11:00 ③13:30 ④15:00	約60分	各回10人	400円	★
5/5(日)	草木染 (悪天候時は中止)	① 9:30 ②13:30	約120分	各回10人	500円	★
5/6(月)	凧作り	① 9:30~11:00 ②13:30~15:00	約60分	各回10席 (入替制)	200円	☆

## ○申込方法について

★：事前予約制 4/20(土)から電話・博物館窓口にて先着順で受付します。（受付時間9:00~17:00）

※休館日（4/22(月)・30(火)）は除く。当日空席がある場合は先着順で受付します。

☆：当日受付制 当日、博物館窓口にて先着順で受付します。

体験講座の内容については、鈴鹿市考古博物館ホームページをご覧ください。

## ゴールデンウィーク子ども体験博物館2024 体験内容

(イメージ画像のため、実際の体験内容とは作品の色、形状、サイズ等が異なる場合があります。)

### ●勾玉作り

滑石をサンドペーパーで削って勾玉を作ります。通常の白、限定カラーの黒・ピンクが選べます。



### ●火起こし体験

伊勢神宮発祥の「まい切り式」の火起こしを体験します。※悪天候時は缶バッチ作りに変更します。



### ●古墳模型作り

古墳について学習し、市内にある古墳の立体模型を作ります。  
※刃物（デザインカッター）を使用するため高学年向きです。



●アート体験

レジン・消しゴムはんこ・ストーンアートなど複数の工作体験ができます。



●うおーたーぷにぷに

天然由来の「ぷにぷに液」を型に流し固めてつくるメイキングトイです。  
※勾玉作りなどが難しい小さなお子様におすすめです。



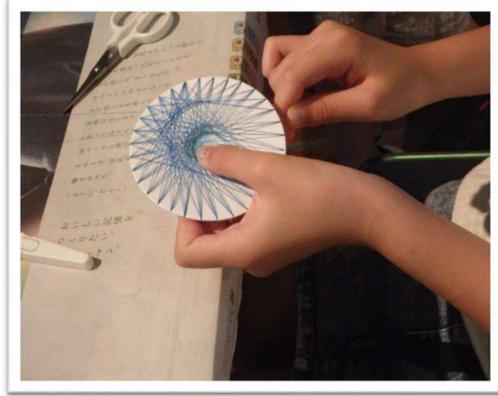
●ネイチャーゲーム・ネイチャークラフト

ゲーム形式で自然とふれあい、ドングリなど自然のものを使って工作をします。  
詳しくは「日本シェアリングネイチャー協会」のサイトをご覧ください。



●糸掛曼荼羅

定期的に糸を掛けて、曼荼羅模様のコースターを作ります。



●草木染

草木染の歴史や方法を学習し、実際に染め物を体験します。※悪天候時は中止となる場合があります。



●凧作り

凧を作ってあげてみよう！

史跡伊勢国分寺跡歴史公園は、凧あげに絶好のロケーションです。



## 「鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針」の策定（改定）について

子ども政策課  
子ども育成課

### 1 改定の経緯

現在の方針は令和2年時点のものであり、国の情勢の変化や、利用者の推計と実績に乖離が生じています。公私立を併せ適切な量の就学前施設を確保することは市の責務であり、幼児教育・保育ニーズの多様化や国の新たな制度への対応も求められていることから、方針の改定により、公立の就学前施設の役割を検証し、公民連携の手法も検討しながら、老朽化が進んだ施設の計画的な整備を図ってまいります。

### 2 主な改定内容

- ・ 変化するニーズや新たな制度に対応するための、公立の施設が担うべき役割の検証
- ・ 利用者の減少に伴う施設再編を盛り込んだ項目
- ・ 公民連携も視野に入れた施設整備・運営方法の検討
- ・ 老朽化が進む施設における適切な整備計画

### 3 改定後の方針の開始時期 令和6年10月

### 4 改定プロセスについて

鈴鹿市子ども・子育て会議において部会を設置して、改定内容等について検討・協議を行います。

部会委員の構成は、学識経験者1名、教育・保育の関係者2名、市民・保護者等の関係者2名、福祉施設関係者1名とします。